

古物営業法の一部改正について

1 法改正施行日

令和6年4月1日（月）

2 標識の掲示義務

- (1) 定められた「標識」を営業所等の見やすい場所に掲示してください。
- (2) 事業者のウェブサイトにて氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を掲載してください。
(一部除外規定あり（下記3参照）)

3 ウェブサイトによる掲載の除外規定

下記のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの氏名等の掲載は除外となります。 ※特定古物商は、除外規定適用なし

- (1) 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- (2) 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

4 特定古物商について

ウェブサイト上で、その取引の申込を行う特定古物商（古物営業法第5条第1項第6号）については、事業の規模に関わらず、氏名等及び取扱う古物に関する事項をウェブサイトに掲載してください

問い合わせ先

広島県警察本部

生活安全総務課営業第2係

082-228-0110（内線 3038～3040）